

# 伊万里市民と考える地域交通会議

日時：令和5年3月1日（水）14：00～

場所：伊万里市役所 4F 大会議室

## 1. 開 会

## 2. 会長挨拶

## 3. 伊万里市民と考える地域交通会議について（概要説明） ……資料1・資料2

## 4. 協議事項

（1）役員の選出について

（2）自家用有償旅客運送の更新登録申請について ……資料3

※資料3は個人情報を含むため当日配布

## 5. 報告事項

「グリーンスローモビリティ」のテスト運行について ……資料4

## 6. その他

## 7. 閉 会

### 3. 「伊万里市民と考える地域交通会議」について（概要説明）

- ①「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成・運用を行う法定の組織
- ②道路運送法施行規則に規定された、「地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施する組織
- ③地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条に規定する協議会組織  
……資料1のとおり
- ④伊万里市地域公共交通計画策定スケジュール（案）  
……資料2のとおり

## 伊万里市民と考える地域交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 地域住民の生活の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定による法定協議会、道路運送法施行規則第9条の3の規定による地域公共交通会議、道路運送法施行規則第51条の8の規定による運営協議会並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第3条の規定による協議会として、伊万里市民と考える地域交通会議（以下「地域交通会議」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 地域交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (2) 地域公共交通計画の実施に必要な協議に関する事。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事。
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金の協議に関する事。
- (6) その他、地域交通会議の目的を達成するために必要な事。
- (7) 前各号に掲げる計画等に関する評価、検証及び政策の提言に関する事。

## (地域交通会議の構成員)

第3条 地域交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 地域交通会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者及び障がい者団体の代表
- (3) 市民又は利用者の代表

- (4) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の代表
  - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - (6) 鉄道事業者の代表
  - (7) 自家用有償旅客運送事業者の代表
  - (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
  - (9) 佐賀県関係行政機関の職員
  - (10) 市職員
  - (11) 前各号に掲げる者のほか、地域交通会議で必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 地域交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から互選により定める。

(役員職務)

第5条 会長は、会務を総理し、地域交通会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、地域交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 地域交通会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 地域交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 地域交通会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 第3項の規定に関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（国自旅第161号平成18年9月15日）」に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域交通会議の議決があったものとする。

（協議結果の取扱い）

第7条 地域交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（分科会）

第8条 第2条各号に掲げる事項について、特定の地域における取組みを行い、又は専門的な調査及び検討を行うため、地域交通会議に必要な応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

（事務局）

第9条 地域交通会議の事務局は、市民交流部まちづくり課に置く。

（事業年度）

第10条 地域交通会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（経費）

第11条 地域交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第12条 地域交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監査）

第13条 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(要綱の変更)

第14条 この要綱を変更する場合は、地域交通会議の承認を得なければならない。

ただし、軽易な変更については、会長が専決することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、地域交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 伊万里市地域公共交通計画策定スケジュール（案）

年月		実施事項	伊万里市民と考える地域交通会議
令和5年	1月	●事業評価	○第2回「交通会議」書面実施
令和5年	2月	●コンサル委託仕様書作成 ●地域交通会議財務要領等の制定等	
令和5年	3月	次年度交通計画策定年間スケジュール説明	○第3回「交通会議」3/1本日
令和5年	4月		
令和5年	5月	●業者選定のためのプロポーザルを実施	○第1回交通会議（定期開催） ・地域交通会議事業計画予算 ・フィーダー国庫補助申請等
令和5年	6月	●コンサルタント会社選定（契約）	
令和5年	7月	●各種ヒアリング、アンケート調査 ●上位計画、基礎データ、既存交通資源の把握	
令和5年	8月		○第2回交通会議（計画） ・「網形成計画」の総括、効果検証、新計画課題抽出
令和5年	9月	●地域交通計画の方針整理	
令和5年	10月	●将来ネットワークの検討 ●施策事業の検討	
令和5年	11月		○第3回交通会議（計画）
令和5年	12月		
令和6年	1月	●計画骨子案作成 ●パブリックコメント実施	○第4回交通会議（定期開催）
令和6年	2月	●事業進捗確認指標の検討	
令和6年	3月	計画調整	
令和6年	4月		
令和6年	5月	●計画の承認	○第1回交通会議（定期開催）



# 令和4年度 第3回 伊万里市民と考える地域交通会議

## 4. 協議事項

- (1) 役員の選出について
- (2) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について



## (1) 役員を選出について

伊万里市民と考える地域交通会議設置要綱第4条第3項の規定による役員  
の選出について

副会長	
-----	--

監事	
監事	

## (2) 自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

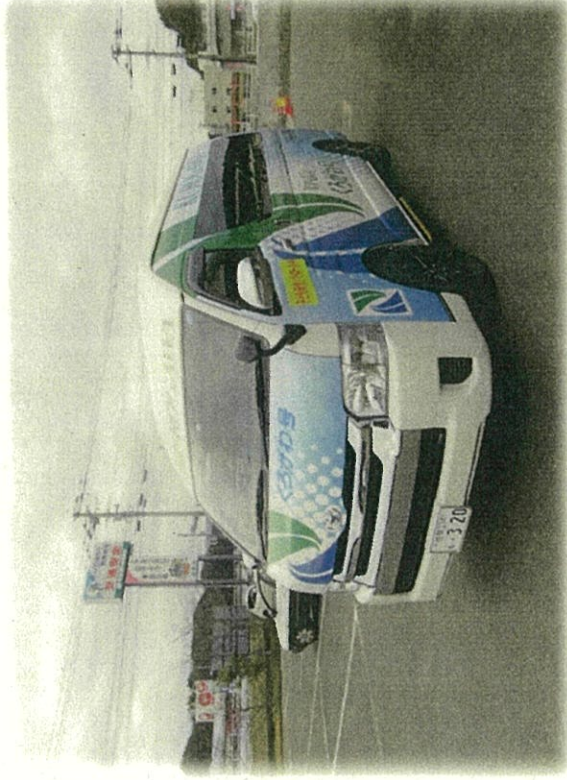
★町内巡回バスくろがわ号

・運行主体 黒川町まちづくり運営協議会

・登録番号 佐賀県公第3号

・有効期間 令和2年3月19日

・申請書類 別添 資料3





令和5年3月1日(水)  
伊万里市民と考える地域交通会議-資料

# 「グリーンスローモビリティ」のテスト走行について

伊万里市

令和5年3月  
市民交流部シティプロモーション推進課

## 事業の背景等

### 事業の背景等

伊万里市における人口の減少が続く中、地域の活力を維持し増進していくためには、本市に関わる全ての人々が伊万里市のことを知り、郷土愛の心を持った多種多様な活動を市内外に向け発信し、観光、企業立地など、本市が「選ばれるまち」になるための戦略的な取組をALL伊万里で展開していく必要がある。

特に、コロナ禍の中ではあるものの、観光政策をはじめとする交流人口の拡大は、経済効果を伴いながら人流と地域の活力、潤いを生むことから、本市の重要政策の一つである「シティプロモーション」の展開のギアをこれまで以上に上げていかなければならない。

今後においては、いわゆるウィズコロナ・アフターコロナを見据えた観光関連事業の取組とともに、持続可能な観光地づくりと地域づくりが大きな課題であると認識している。

このため、交流人口の拡大に向け、本市の代表的な観光地である秘窯の里・大川内山に「グリーンズロモビリティ」を導入し、新たな「おもてなし」の提供と、世界的な共通課題でもある脱炭素社会の実現に向けたプロジェクトを展開する。



### 伊万里市の事業名

※令和5年第1回定例会に上程（令和5年2月28日開会）

- ◆事業名 魅力向上プロジェクト事業
- ◆予算額 3,520千円（うち、テスト走行等に係る事業費→2,015千円）



# グリーンスローモビリティの概要①

グリーンモビリティ：電動で、時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティ

【グリスロの5つの特長】

- ①Green…CO2排出量が少ない電気自動車
- ②Slow…ゆっくりなので、観光にぴったり
- ③Safety…速度制限で安全。高齢者も運転可

- ④Small…小型なので狭い道でも問題なし
- ⑤Open…窓がない開放感が乗って楽しい

軽自動車	小型自動車	普通自動車
 <p>4人乗り</p>  <p>4人乗り</p>	 <p>7人乗り</p>  <p>10人乗り</p>  <p>車椅子リフト可 10人乗り</p>	 <p>車椅子リフト可 16人乗り</p>
		<p>特殊用途車両 (8ナンバー)</p>  <p>福祉車両タイプ</p>

(出典：国土交通省資料)



# グリーンズローモビリティの概要②

## ①地域住民の足として

- 1) バスが走れなかった地域
- 2) 高齢化が進む地域
- 3) お年寄りの福祉増進
- 4) 既存のバスからの転換

## ②観光客向けのモビリティとして

- 1) ガイドによる観光案内
- 2) プチ定期観光バス
- 3) パークアンドライド
- 4) イベントでの活用

## ③ちよこつと輸送

駐車場から施設まで  
施設から施設まで

## ④地域ブランディング 「地域の顔」として



地球温暖化

地域公共交通の確保

高齢化社会

観光振興

地域での低炭素型社会の実現と、地域が抱える様々な課題の解決を同時に進められる  
新しいモビリティ・コミュニケーション装置

(出典：国土交通省資料)



# 市総合戦略に基づく事業推進

## 伊万里市総合戦略：基本目標2

地域資源を生かし「行きたいまち」をつくる

### みんなで目指す基本的方向 (Challenging Target)

●本市の自然や文化・観光資源を最大限に生かした誘客活動と受け入れ体制の強化を図るほか、新しい生活様式を踏まえ安全で安心な観光地づくりを目指しましょう。

◆本市の代表的な観光地：大川内山。「秘窯の里」の名にふさわしい山水画のような奇岩と窯場の煙突が印象的なこの地に、**環境に配慮した新たな「おもてなし」を提供する。**

◆脱炭素社会の実現に向けた取組とともに、地球に優しい持続可能な**散策モビリティ**を活用する。

☞散策ルート・駐車場の検討 ☞滞在時間を長くする新たな仕掛け ☞QRコードからの情報発信（窯元の情報等）





# グリーンスロモビリティのテスト走行(案)

## 目的等

本市の代表的な観光地である大川内山に新たな魅力を創出することを目的として、環境に優しい低速電動車(グリーンスロモビリティ)の導入の可能性について検討を行うとともに、実車両によるテスト走行を実施する。

## 実施主体

実施主体:伊万里市  
(事務局:市民交流部シニアプロモーション推進課)  
※行政区(大川内山区)および伊万里鍋島焼協同組合等と連携しながら事業を実施する。

## テスト走行の実施区域

伊万里市大川内山区の一部のみ(右図参照)

## テスト走行の実施期間

実施期間:令和5年11月を予定  
※鍋島藩窯秋祭り終了後に約1か月間実施予定。





# グリーンスロースローモビリティのテスト走行(案)

## テスト走行における検討内容

- ◆ 車両の特徴等の検証
  - ・安全性
  - ・速度
  - ・車幅
  - ・旋回
  - ・一般車両との離合等
- ◆ 走行経路等の検証
  - ・道幅
  - ・ルート
  - ・走行時間
  - ・停車場
  - ・保管場所等

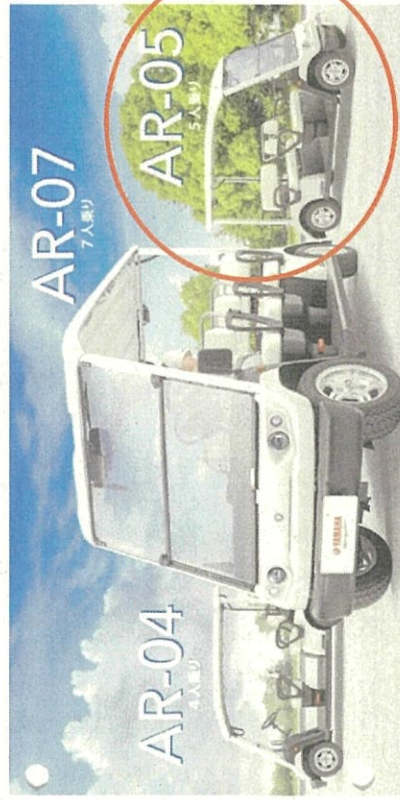
## 車両操縦者

- 伊万里市職員  
および、地区住民を想定
- ※普通自動車免許取得者のみ
- ※安全運転講習等の受講

## テスト車両(グリーンスロースローモビリティ)

- ヤマハ発動機(株)社製の車両をレンタル予定
- ◆ 5人乗りを想定
- ◆ レンタル台数1台

※操縦予定者については、ヤマハ発動機(株)等が主催する安全運転講習を受講予定。  
(ただし、普通自動車免許取得者が条件)



ヤマハ発動機(株)パワレットより

## その他

- ◆ 乗車運賃等は発生しない(無料)。
- ◆ 今後は、グリーンスロースローモビリティの導入検討のみならず、地域全体の課題解決および魅力向上のため、「集落支援員(総務省制度)」の活用・連携も視野に入れ、持続可能な観光地づくりを目指していきたい。



# 検討スケジュール等

時期	検討内容	時期	検討内容
R4 10月	新規モビリティの概要説明(大川内山)	R5 4月	関係者協議
11月	テスト走行等に係る概要説明(大川内山)	5月	先進地視察(大分県姫島など)
12月	テスト走行等に係る経費試算/予算要求	6月	〃
R5 1月	関係者協議	7月	関係者協議
2月	〃	8月	〃
3月	伊万里市民と考える地域交通会議説明	9月	〃
3月	テスト走行に係る議会説明(R5第1回定例会)	10月	テスト走行に向けた準備等
		11月	【テスト走行】
		12月	テスト走行実施後の検証
		R6 1月	関係者協議
		2月	〃
		3月	〃



← 佐賀県鹿島市における実証運行(R4/11月)